

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率（平成二十七年金融庁告示第十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 長期決済期間取引 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第七十九条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。</p> <p>〔二〇五 略〕</p> <p>六 信用事由 自己資本比率告示第七十九条の四第三項第一号ロの表（注1）に規定する信用事由をいう。</p> <p>〔七〇十一 略〕</p> <p>十二 外国為替関連取引 自己資本比率告示第七十九条の四第三項第一号イの表（注4）に規定する外国為替関連取引をいう。</p> <p>十三 金関連取引 自己資本比率告示第七十九条の四第三項第一号イの表（注5）に規定する金関連取引をいう。</p> <p>十四 金利関連取引 自己資本比率告示第七十九条の四第三項第一</p>	<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 長期決済期間取引 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第七十九条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。</p> <p>〔二〇五 同上〕</p> <p>六 信用事由 自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号ロの表（注1）に規定する信用事由をいう。</p> <p>〔七〇十一 同上〕</p> <p>十二 外国為替関連取引 自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号イの表（注4）に規定する外国為替関連取引をいう。</p> <p>十三 金関連取引 自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号イの表（注5）に規定する金関連取引をいう。</p> <p>十四 金利関連取引 自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一</p>

<p>号イの表（注6）に規定する金利関連取引をいう。</p> <p>十五 株式関連取引 自己資本比率告示第七十九条の四第三項第一号イの表（注7）に規定する株式関連取引をいう。</p> <p>十六 貴金属関連取引 自己資本比率告示第七十九条の四第三項第一号イの表（注8）に規定する貴金属関連取引をいう。</p> <p>十七 その他のコモディティ関連取引 自己資本比率告示第七十九条の四第三項第一号イの表（注9）に規定するその他のコモディティ関連取引をいう。</p> <p>十八 優良債務者 自己資本比率告示第七十九条の四第三項第一号ロの表（注2）に規定する優良債務者をいう。</p> <p>〔十九〕四十 略〕</p>	<p>号イの表（注6）に規定する金利関連取引をいう。</p> <p>十五 株式関連取引 自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号イの表（注7）に規定する株式関連取引をいう。</p> <p>十六 貴金属関連取引 自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号イの表（注8）に規定する貴金属関連取引をいう。</p> <p>十七 その他のコモディティ関連取引 自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号イの表（注9）に規定するその他のコモディティ関連取引をいう。</p> <p>十八 優良債務者 自己資本比率告示第七十九条の二第三項第一号ロの表（注2）に規定する優良債務者をいう。</p> <p>〔十九〕四十 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第七号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率（平成二十七年金融庁告示第十三号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 長期決済期間取引 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「自己資本比率告示」という。）第五十七条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。</p> <p>〔二〇五 略〕</p> <p>六 信用事由 自己資本比率告示第五十七条の四第三項第一号の表（注1）に規定する信用事由をいう。</p> <p>〔七〇十三 略〕</p> <p>十四 外国為替関連取引 自己資本比率告示第五十七条の四第三項第一号イの表（注4）に規定する外国為替関連取引をいう。</p> <p>十五 金関連取引 自己資本比率告示第五十七条の四第三項第一号イの表（注5）に規定する金関連取引をいう。</p> <p>十六 金利関連取引 自己資本比率告示第五十七条の四第三項第一</p>	<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 長期決済期間取引 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「自己資本比率告示」という。）第五十七条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。</p> <p>〔二〇五 同上〕</p> <p>六 信用事由 自己資本比率告示第五十七条の二第三項第一号の表（注1）に規定する信用事由をいう。</p> <p>〔七〇十三 同上〕</p> <p>十四 外国為替関連取引 自己資本比率告示第五十七条の二第三項第一号イの表（注4）に規定する外国為替関連取引をいう。</p> <p>十五 金関連取引 自己資本比率告示第五十七条の二第三項第一号イの表（注5）に規定する金関連取引をいう。</p> <p>十六 金利関連取引 自己資本比率告示第五十七条の二第三項第一</p>

<p>号イの表（注6）に規定する金利関連取引をいう。</p> <p>十七 株式関連取引 自己資本比率告示第五十七条の四第三項第一号イの表（注7）に規定する株式関連取引をいう。</p> <p>十八 貴金属関連取引 自己資本比率告示第五十七条の四第三項第一号イの表（注8）に規定する貴金属関連取引をいう。</p> <p>十九 その他のコモディティ関連取引 自己資本比率告示第五十七条の四第三項第一号イの表（注9）に規定するその他のコモディティ関連取引をいう。</p> <p>二十 優良債務者 自己資本比率告示第五十七条の四第三項第一号ロの表（注2）に規定する優良債務者をいう。</p> <p>〔二十一～四十二 略〕</p>	<p>号イの表（注6）に規定する金利関連取引をいう。</p> <p>十七 株式関連取引 自己資本比率告示第五十七条の二第三項第一号イの表（注7）に規定する株式関連取引をいう。</p> <p>十八 貴金属関連取引 自己資本比率告示第五十七条の二第三項第一号イの表（注8）に規定する貴金属関連取引をいう。</p> <p>十九 その他のコモディティ関連取引 自己資本比率告示第五十七条の二第三項第一号イの表（注9）に規定するその他のコモディティ関連取引をいう。</p> <p>二十 優良債務者 自己資本比率告示第五十七条の二第三項第一号ロの表（注2）に規定する優良債務者をいう。</p> <p>〔二十一～四十二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第七条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率（平成二十七年金融庁告示第十五号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 長期決済期間取引 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第七十三条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。</p> <p>〔二〇五 略〕</p> <p>六 信用事由 自己資本比率告示第七十六条第三項第一号口の表（注1）に規定する信用事由をいう。</p> <p>〔七〇十三 略〕</p> <p>十四 外国為替関連取引 自己資本比率告示第七十六条第三項第一号イの表（注4）に規定する外国為替関連取引をいう。</p> <p>十五 金関連取引 自己資本比率告示第七十六条第三項第一号イの表（注5）に規定する金関連取引をいう。</p> <p>十六 金利関連取引 自己資本比率告示第七十六条第三項第一号イ</p>	<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 長期決済期間取引 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第七十三条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。</p> <p>〔二〇五 同上〕</p> <p>六 信用事由 自己資本比率告示第七十四条第三項第一号口の表（注1）に規定する信用事由をいう。</p> <p>〔七〇十三 同上〕</p> <p>十四 外国為替関連取引 自己資本比率告示第七十四条第三項第一号イの表（注4）に規定する外国為替関連取引をいう。</p> <p>十五 金関連取引 自己資本比率告示第七十四条第三項第一号イの表（注5）に規定する金関連取引をいう。</p> <p>十六 金利関連取引 自己資本比率告示第七十四条第三項第一号イ</p>

<p>の表（注6）に規定する金利関連取引をいう。</p> <p>十七 株式関連取引 自己資本比率告示第七十六条第三項第一号イの表（注7）に規定する株式関連取引をいう。</p> <p>十八 貴金属関連取引 自己資本比率告示第七十六条第三項第一号イの表（注8）に規定する貴金属関連取引をいう。</p> <p>十九 その他のコモディティ関連取引 自己資本比率告示第七十六条第三項第一号イの表（注9）に規定するその他のコモディティ関連取引をいう。</p> <p>二十 優良債務者 自己資本比率告示第七十六条第三項第一号ロの表（注2）に規定する優良債務者をいう。</p> <p>〔二十一～四十二 略〕</p>	<p>の表（注6）に規定する金利関連取引をいう。</p> <p>十七 株式関連取引 自己資本比率告示第七十四条第三項第一号イの表（注7）に規定する株式関連取引をいう。</p> <p>十八 貴金属関連取引 自己資本比率告示第七十四条第三項第一号イの表（注8）に規定する貴金属関連取引をいう。</p> <p>十九 その他のコモディティ関連取引 自己資本比率告示第七十四条第三項第一号イの表（注9）に規定するその他のコモディティ関連取引をいう。</p> <p>二十 優良債務者 自己資本比率告示第七十四条第三項第一号ロの表（注2）に規定する優良債務者をいう。</p> <p>〔二十一～四十二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	